

日本語教育関係施策等の 推進状況について

令和6年7月

<目次>

文部科学省関係.....	p. 1
法務省関係.....	p.33
外務省関係.....	p.40
厚生労働省関係.....	p.56
経済産業省関係.....	p.62
総務省関係.....	p.66

文部科学省関係資料

文部科学省における日本語教育施策

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）に基づき、次のような取組を推進。なお、令和6年4月の「日本語教育課」創設に伴い、文化庁より業務を移管。

<日本語教育の内容・方法等の充実>

「日本語教育の参照枠」の策定・普及

- ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に日本語教育の内容や方法・評価等に関する共通の指標・包括的な枠組みを策定（6段階の尺度：A1～C2）（R3.10）
- 参照枠を教育現場で活用するための手引の作成・公開（R4.2）
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容をレベル・言語活動ごとに示した「生活Can do」の作成・公開（R5.3）
- 参照枠の見直しのために検討すべき課題の整理（R6.2）
- 分野別（生活・就労・留学）日本語教育モデルの開発（R4～）

オンライン等による日本語教育の普及

- オンラインを活用した日本語教育のための実証事業の実施（令和3年度補正予算事業）（R3～4）
- ICTを活用した日本語教育に関する検討の観点の整理（R6.2）

<日本語教育の基盤整備・調査研究>

- 教材等の一元的な情報発信を行うポータルサイトの運用（H25～）
- 日本語教育大会の開催（S51～）
- 日本語教育実態調査（S42～）、テーマ別調査研究（H27～）等

<地域日本語教育の体制づくり>

- 都道府県・政令指定都市による日本語教育の司令塔機能（総合調整会議、総括・地域日本語教育コーディネーター）設置、日本語教室・研修等の実施を通じた総合的な体制づくりを推進（令和6年度は56団体を採択）（R1～）
- 日本語教育空白地域解消の推進アドバイザー派遣（H28～）
- ICT活用日本語学習教材の開発・運営（18言語）（R1～）
- 「特定のニーズ」に対応した日本語教育の提案（R3～）

<日本語教育人材の養成・研修>

- 大学等の日本語教師養成課程の開設・改善支援（R1～）
- 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修（R5～）
- 初任・中堅・コーディネーター等の段階別及び分野別（生活・就労・留学・児童生徒等）の日本語教師育成のための研修プログラムの開発・普及（R1～）

<難民・避難民等への日本語教育>

- 条約難民・第三国定住難民への日本語教育
- 補完的保護対象者への日本語教育（R6～）
- ウクライナ避難民への日本語教育（R4～5）

さらに、日本語教育の水準の維持向上を図るための新たな制度を創設

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（R6.4施行）

日本語教師の資格及び日本語教育機関の認定制度の創設 等

①日本語教育機関の認定制度の創設

・文部科学大臣の認定、認定機関の情報の多言語配信、段階的な是正措置 等

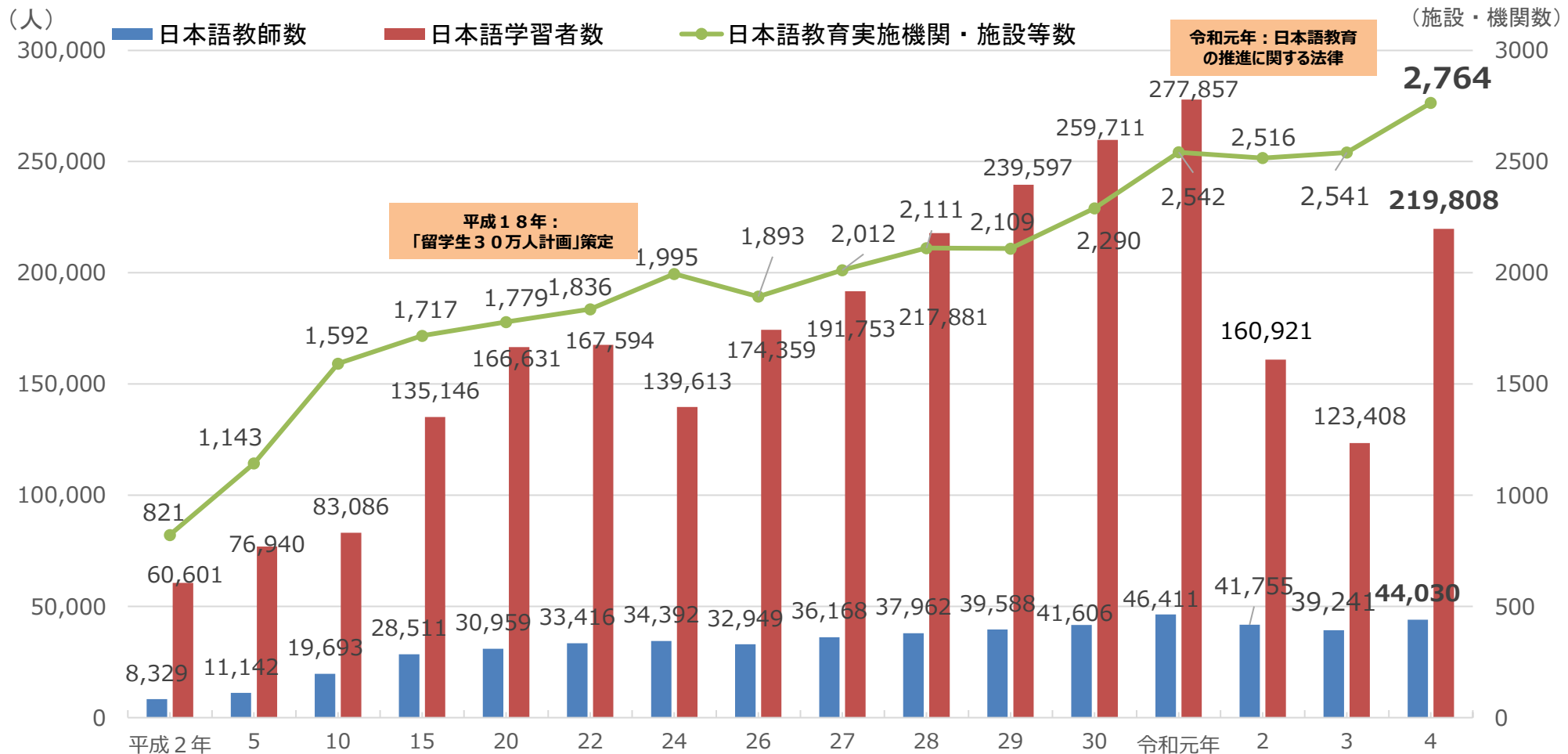
②認定日本語教育機関の教員（登録日本語教員）の創設

・日本語教員試験の実施、実践研修、養成課程修了者の試験免除、養成研修機関の登録制度 等

③外務、法務、厚労、経産、総務省等との連携による制度活用促進

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）している。



令和6年度「日本語教育」予算の概要

単位：千円

事項	前年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度 比較増減額
中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会等	0	28,301	28,301
外国人等に対する日本語教育の推進	1,395,235	1,582,577	187,342
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	600,144	494,548	△105,596
「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	153,003	147,854	△5,149
「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業	23,982	23,808	△174
「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業	14,414	11,266	△3,148
日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業	250,126	241,402	△8,724
資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（＊）	191,185	375,697	184,512
日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費	0	24,920	24,920
日本語教育に関する調査及び調査研究	27,530	17,274	△10,256
日本語教育大会の開催	2,906	2,408	△498
省庁連携日本語教育基盤整備事業（＊）	3,597	3,533	△64
条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育	128,348	239,867	111,519
合 計	1,395,235	1,610,878	215,643

※デジタル予算65,700千円、2,474千円を含む

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

外国人等に対する日本語教育の推進

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1,611百万円
1,395百万円)



現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

※合計予算額には上記のほか審議会経費40百万円を含む

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

495百万円(600百万円)

- 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体(全体の約9割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化

148百万円(153百万円)

- 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

24百万円(24百万円)

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等)

条約難民等に対する日本語教育(拡充)

240百万円(128百万円)

- 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
- 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施(条約難民と同様の支援)。

2 日本語教育の質の向上等

①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

11百万円(14百万円)

令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及(活用促進)を促進。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

241百万円(250百万円)

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、
・現職日本語教師研修プログラム普及、
・日本語教師養成・研修推進拠点整備、
・日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。

③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充)

376百万円(191百万円)

日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。
・日本語教員試験の実施
・日本語教育機関認定法ポータル構築・運用
・現職日本語教師への講習実施(経過措置)

④日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(新規)

25百万円(－百万円)

日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

⑤日本語教育に関する調査及び調査研究

17百万円(28百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施(実態調査、総合的な調査研究)。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

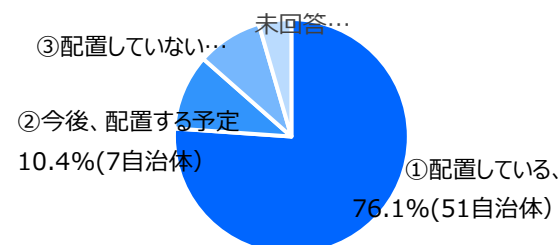
外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

495百万円
600百万円)



都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者
連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。
また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

事業内容

- 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 7百万円）
- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 4 5 5百万円（前年度 5 6 0百万円）

対象：都道府県・政令指定都市の件数：47件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）、時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分
特別交付税措置

- 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 3 3 百万円（前年度 3 3 百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

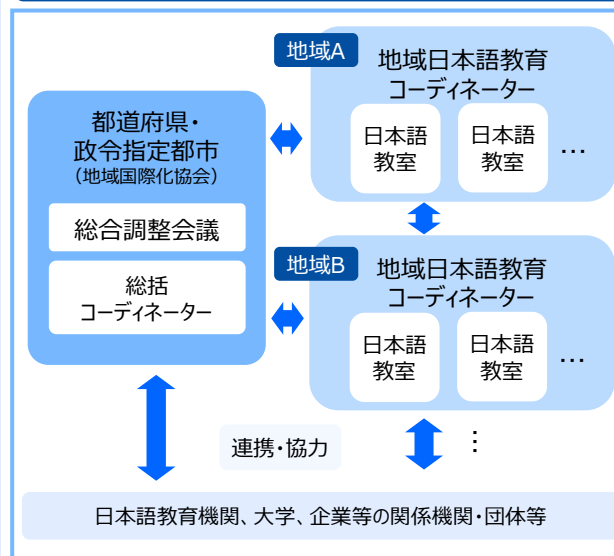
中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



【参考】「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す
都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）（A1からB1レベル）

No.	言語活動	活動	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すことができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 適切な医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で話す：経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 適切な医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診療日や時間を確認することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 適切な医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 適切な医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む

【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

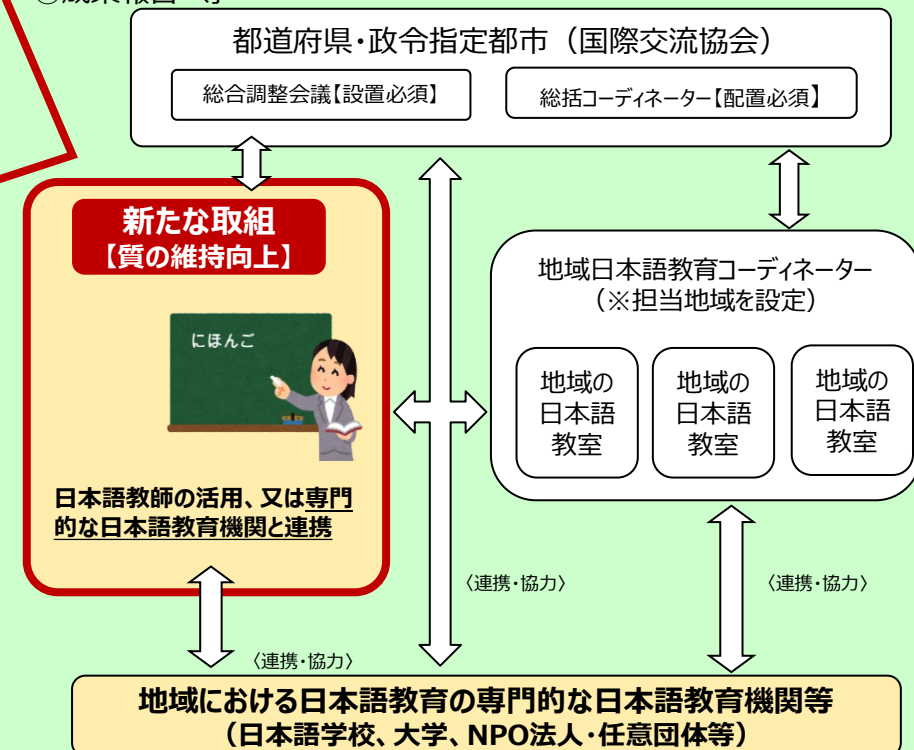
到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）	
◎ 0～B1レベルまで	350～520時間程度 （470～780単位時間程度（1単位時間45分））
<参考>	
0～B2レベルまで	700～1070時間程度 （933～1426単位時間程度（1単位時間45分））

具体的な内容とイメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関等との連携による、「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施⑤成果報告 等



令和6年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

合計 56団体

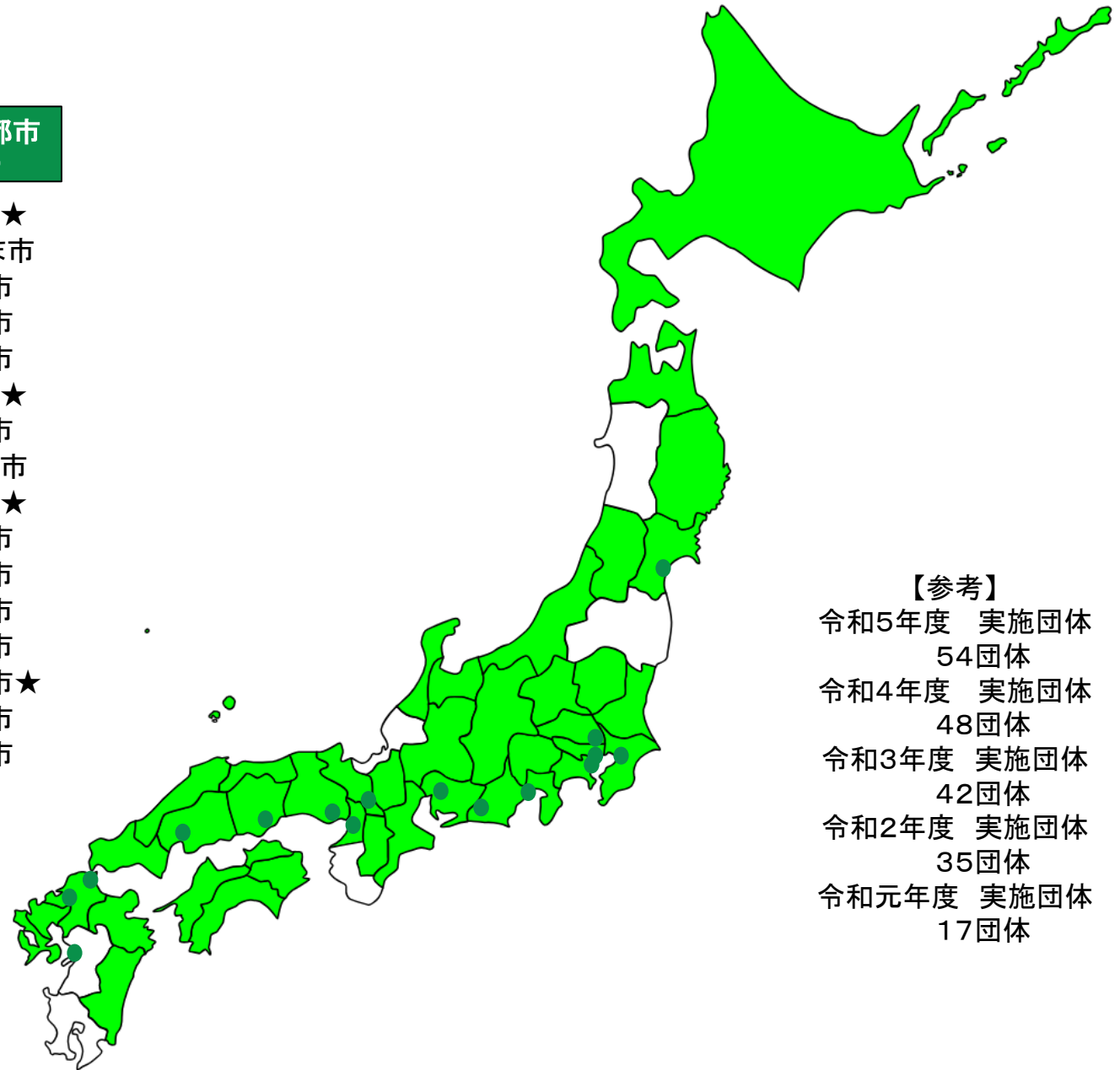
都道府県 (40団体)

- ・北海道
- ・青森県
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・岡山県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・高知県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

政令指定都市 (16団体)

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市

★ : 地域国際化協会が応募
下線付: 新規応募団体



【参考】

令和5年度 実施団体
54団体
令和4年度 実施団体
48団体
令和3年度 実施団体
42団体
令和2年度 実施団体
35団体
令和元年度 実施団体
17団体

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

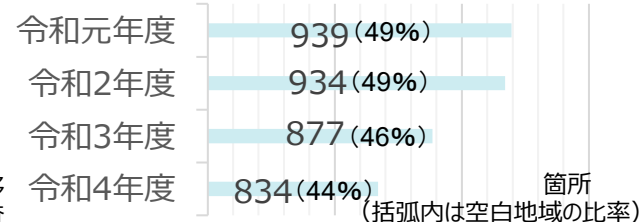
148百万円
153百万円)



文部科学省

現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：21件（前年度：24件）

▼ アドバイザー派遣の支援

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる
3年サポート

地方公共団体による取組

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでのくらし」
(通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 18言語（令和5年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

- 令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

令和6年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 応募状況



全16団体

- : 4年目 (2団体)
- : 3年目 (5団体)
- : 2年目 (4団体)
- : 新規 (5団体)



文部科学省

TSUNAHIRŌ

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
つながるひろがるにほんごでの暮らし



概要

**日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開**
(開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社)



内容

- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、
表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動



対応言語 全18言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、
クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、
ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
フランス語【令和5年12月22日公開】



使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等



実績(令和5年度)

216万アクセス



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本国でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目標として、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

このサイトについて

自分に合ったレベルを探そう

はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



ちょっと声をかけたいとき



買い物をするとき



注文するとき

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

24百万円
24百万円)



現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、「特定のニーズ」）が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について（回答一覧）」（令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議）

事業内容

◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件（前年度：8件）

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

▼ 想定される取組例

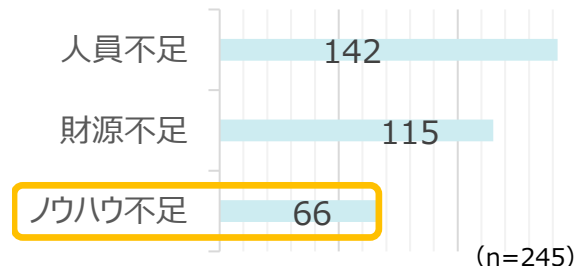
● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

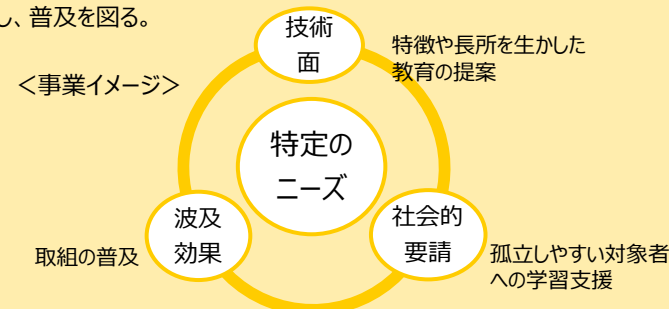
地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット（活動目標）

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

241百万円
250百万円)



現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

事業内容

(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 161百万円 (170百万円)

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～③の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師 (3～10年目)
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円 (60百万円)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。

- 対象機関：大学・大学院等専門機関

- 件数・単価：6箇所×約10百万円
(令和5年度からの継続事業、5年間)

- ①北海道・東北、②関東・甲信越
- ③中部、④近畿、⑤中国・四国
- ⑥九州・沖縄



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円 (20百万円)

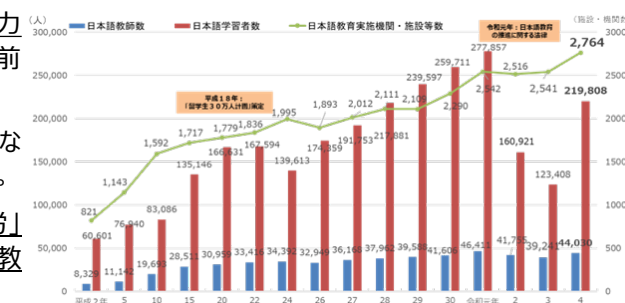
- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。

- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。

- 件数・単価：1箇所×約20百万円
(日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信)

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



(文化庁・日本語教育実態調査より)

アウトプット (活動目標)

- 全国6箇所の推進拠点 (ネットワーク)
- 現職日本語教師の研修 年間7百人
- オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム (成果目標)

- 養成・研修の拠点の充実
- 日本語教師の各分野での活躍促進
- 登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム (成果目標)

- 養成・研修の拠点 (自走化)
- 日本語教師の各分野での活躍促進
- 登録日本語教員の増加

長期アウトカム (成果目標)

- 日本語教育の質の向上
- 外国人との共生社会の実現に寄与
- 日本語教育の持続可能な推進

担当：総合教育政策局 (令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

日本語教育機関認定法の施行事務に必要な経費

令和6年度予算額

25百万円
(新規)



現状・課題

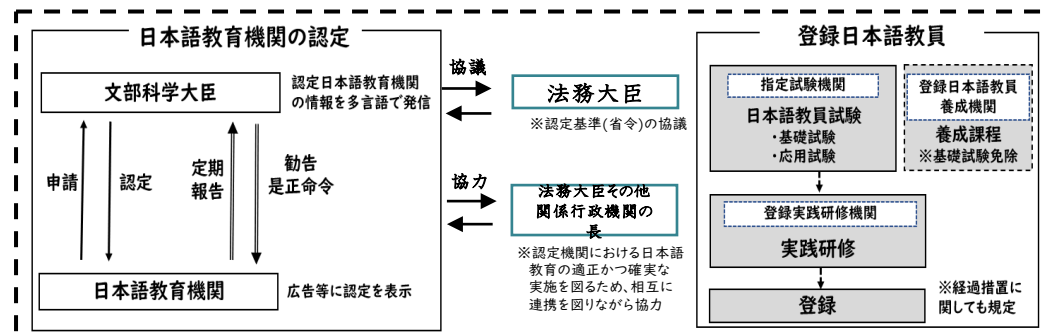
令和6年4月に施行する「日本語教育機関認定法」の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の強化を図りつつ、必要な経費を確保することが必要。

具体的には、日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、実践研修機関の登録、養成機関の登録、日本語教員の登録のほか、日本語教育情報を一元的な発信する多言語情報発信サイトに係る運用など、同法の施行事務を効果的・効率的に行うための環境整備が必要。

事業内容

- ①「認定業務」、②「実践研修・養成機関登録業務」、
③「教員登録業務」、④「試験業務」に必要とする経費を計上。

- ・コールセンターに係る経費（③に係る業務）
（制度の内容、定型的な必要書類の確認、一般相談等）
- ・認定業務に係る経費（①に係る業務）
（実地確認、現地調査等）
- ・新たな課に必要な経費
（複写機借料、消耗品等、必要とする経費）
- ・認定等手続に必要な印刷・通信費等
- ・賃金等（非常勤職員、非常勤専門員）



日本語教育機関認定法の概要（スキーム）

① 日本語教育機関の認定業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
（実地確認、入管庁審査）
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・認定（内示）、多言語公表 など

② 実践研修・養成機関登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・登録（内示）、事務規程認可
- ・登録簿・官報

③ 日本語教員登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・登録申請（要件確認）
- ・登録証交付、登録簿登録
- ・（登録変更、再交付）
- ・講習申請（要件確認）
- ・講習受講確認、講習修了証明発出 など

④ 日本語教員試験業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・試験広告
- ・作問検討（試験委員会）事務
- ・試験案内、申込、受験票送付
- ・試験実施
- ・可否通知 など

アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行の確実な運用
- ・諸手続の円滑な実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和6年度予算額
(前年度予算額)

376百万円
191百万円)



令和5年度補正予算額

55百万円

現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定される認定日本語教育機関等についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

事業内容

1. 日本語教員試験実施業務

予算額：247百万円

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験の実施に向け、試験問題及び試験運営の検証を行う試行試験を1,000名程度の規模で実施する。

2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

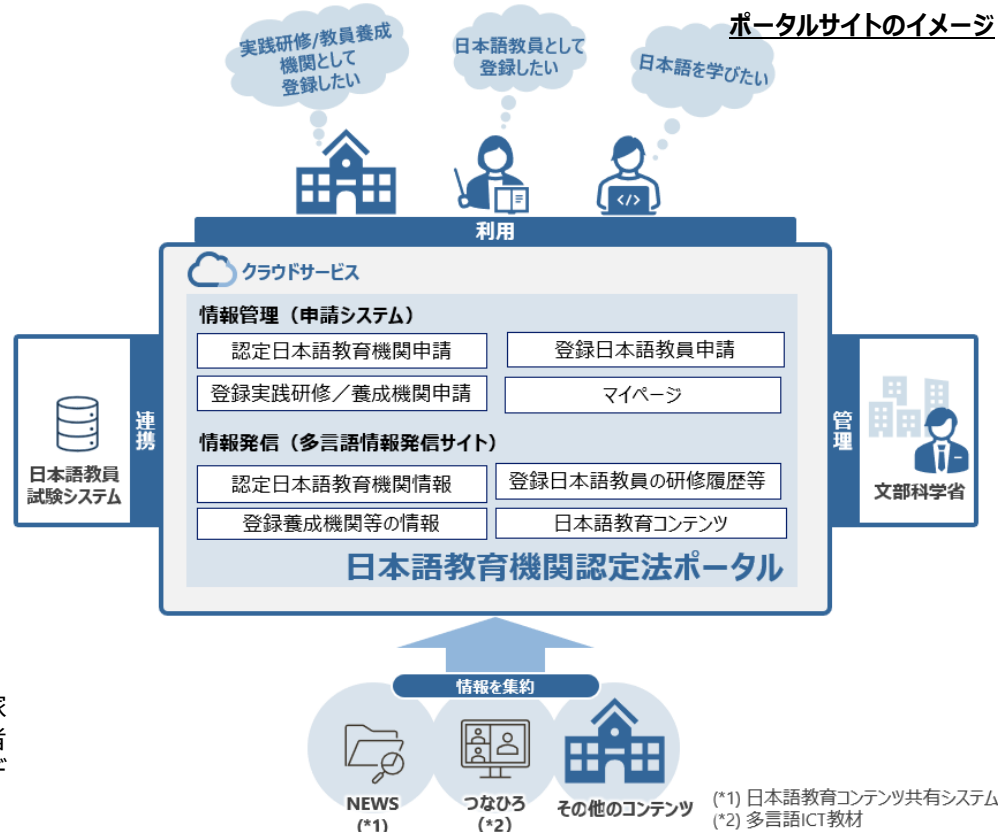
予算額：66百万円

日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法に定められた認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを構築する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務

予算額：63百万円

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。



アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行に必要な環境の整備

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

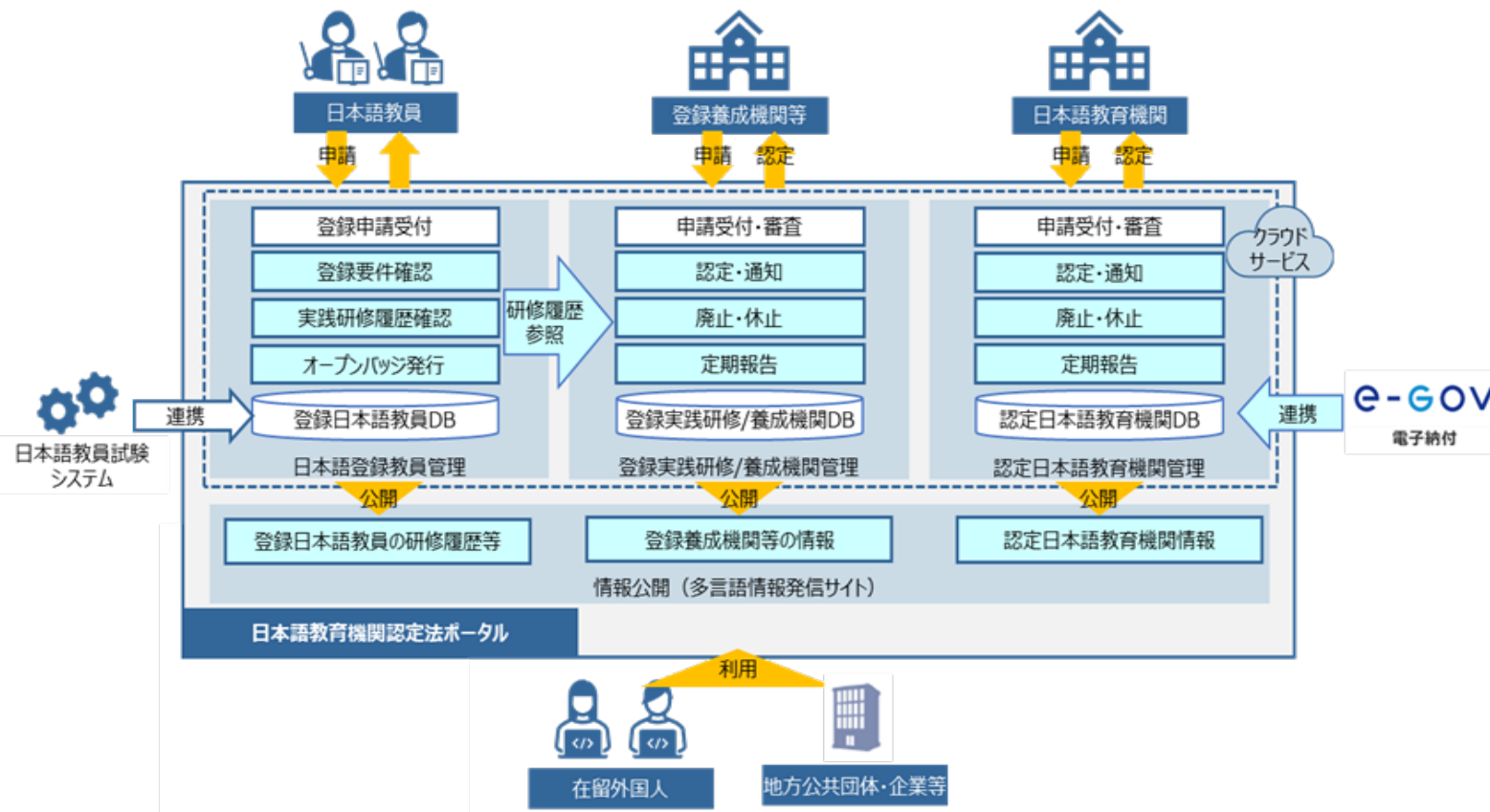
長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

日本語教育機関認定法ポータルについて

日本語教育機関認定法に定められている文部科学大臣による認定日本語教育機関の多言語での情報発信や、認定日本語教育機関、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の認定・登録の新規申請や変更申請等の機能を有するポータルサイト。登録日本語教員の資格登録に係る申請手続機能とともに、国家資格取得後に様々な場面で資格を持った日本語教員が活躍できるよう、希望に応じて研修履歴等を蓄積し、情報発信を行う。

日本語教育機関認定法ポータルのイメージ



【申請機能利用者数 (想定)】

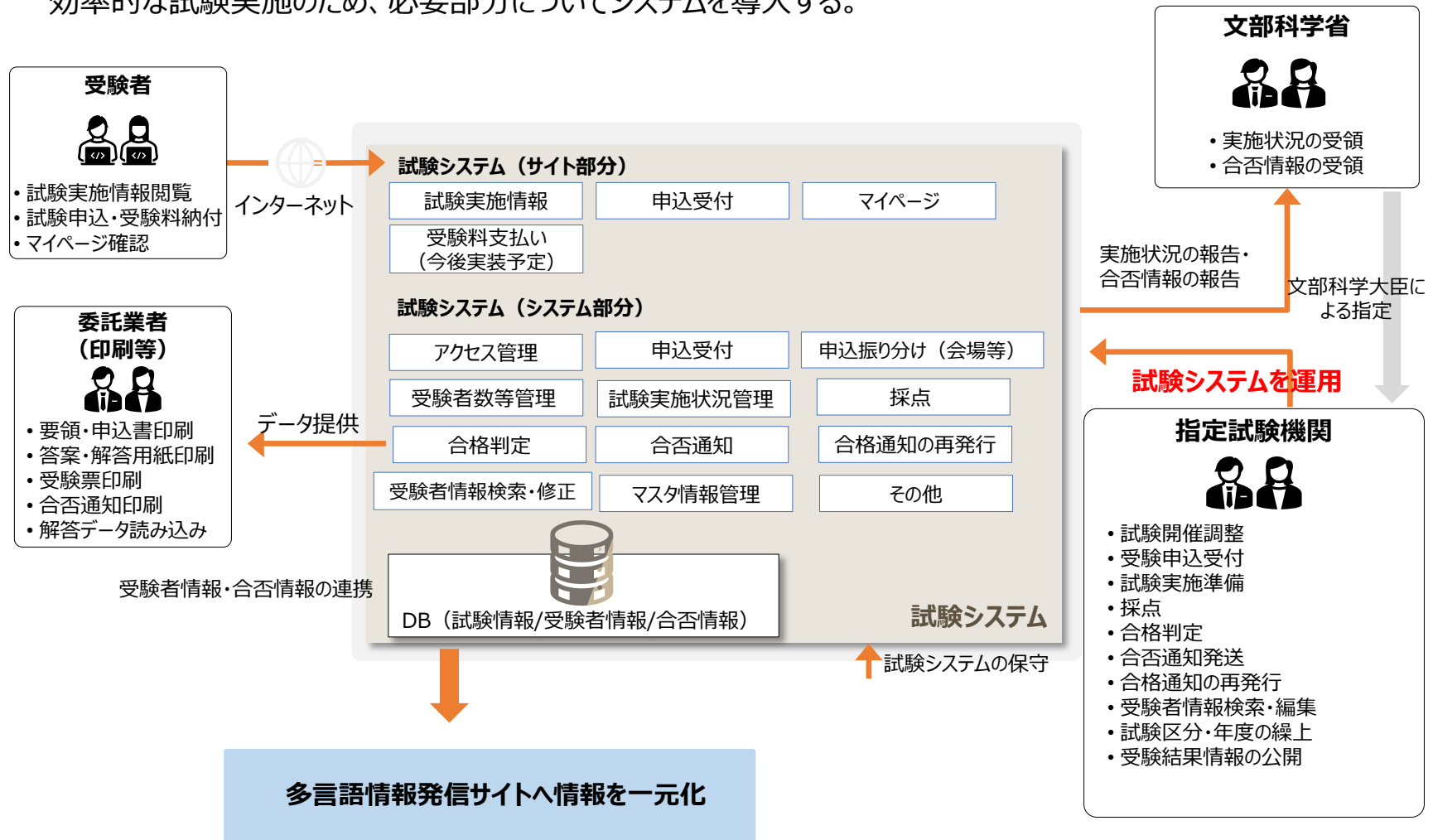
日本語教育機関等：約 900 機関程度 / 日本語教師数：約 4 万人程度 / 大学等養成機関：約 300 機関程度

日本語教育機関認定法ポータル (R6.4.1公開)



日本語教師の資格試験システム イメージ

試験実施業務のうち、日本語教員試験の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

11百万円
14百万円)



現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及

アウトプット（活動目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

短期アウトカム（成果目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

中期アウトカム（成果目標）

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

長期アウトカム（成果目標）

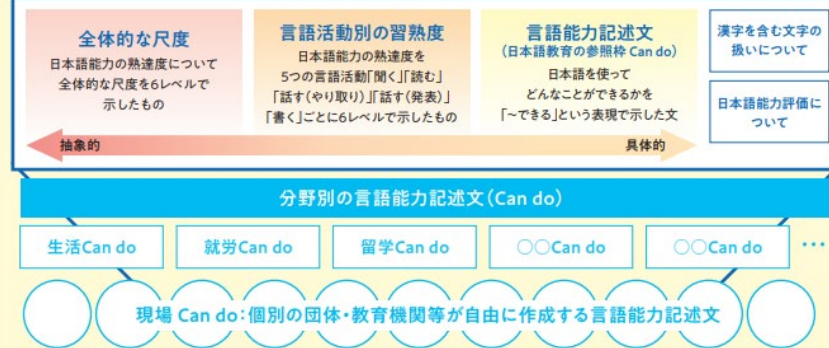
- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連関による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

「日本語教育の参照枠」とは

「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。

「日本語教育の参照枠」が示す範囲



カリキュラムの開発・実践
(R4～5)

➤ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

カリキュラムの普及
(R6～)

➤ 開発された教育モデルの普及（教材の開発・公開やワークショップの開催等）

分野別の教育内容の整備及びレベル尺度の共通化による日本語教育の水準の向上

(参考)「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠(報告)」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」等を作成・公開している。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

日本語教育の参照枠

全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)

聞くこと

読むこと

話すこと
(やりとり)

話すこと
(発表)

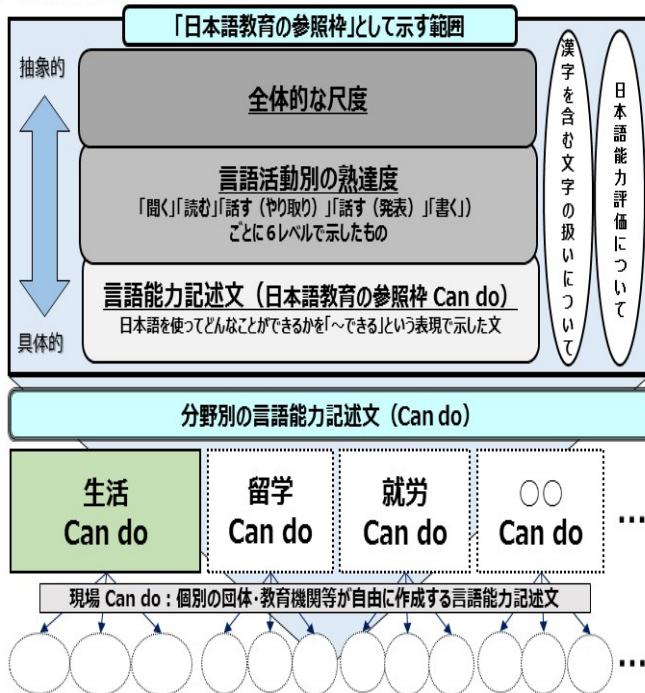
書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的なかつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより、試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、
共生社会の実現に寄与する。

1.「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方(事例)
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
		いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
		仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
		具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力自己評価ツール 「にほんご チェック！」について

令和4年9月30日公開



●概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

●内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル（A1～C2）、5言語活動（聞く、読む、話す（やり取り・発表）、書く）で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

●対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語（ルビ付き）

（1）トップ画面

にほんごのうりよくじやうほうが
日本語能力自己評価ツール

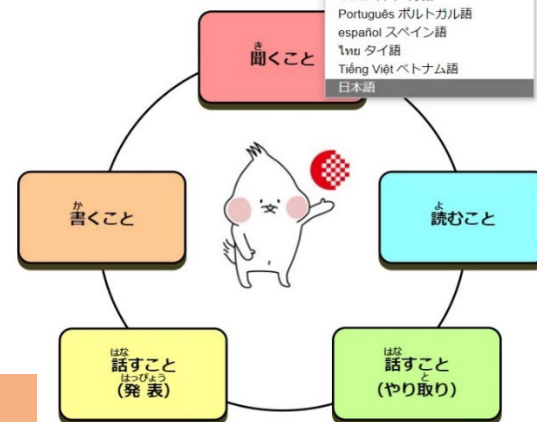
にほんご チェック！

いま、にほんご
今、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック！する前に

LANGUAGE

日本語
▼
簡体字 中国語（繁体字）
English 英語
Filipino フィリピン語
Indonesia インドネシア語
ខ្មែរ ក្រមួរ 語
한국어 韓国語
Mongolian モンゴル語
မြန်မာစာ 米 語
नेपाली नेपाल語
Portuguese ポルトガル語
español スペイン語
ไทย 泰語
Tiếng Việt ベトナム語
日本語



（2）自己評価画面（例）

はな
話すこと（やり取り）

にほんご
日本語でできますか？

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
ときどき繰り返しや言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語で話したい理解できる。	☒	☐	☐	☐
きょうみのある話題の日常的なことなら短い会話に参加できる。	☐	☒	☐	☐
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができる。	☐	☐	☒	☐
にちじょうひん、ちやうど、ていぎよう 日用品やサービスを求めたり、提供したりできる。	☒	☐	☐	☐
ごらく、か、こ、かつどう、しつちん、こた 娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	☒	☐	☐	☐

（3）判定結果画面（例）

はな
話すこと（やり取り）

ちから
あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。



たんじゅん にちじょう しごと なか じょうほう ちよくせつ
単 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや
と ひつよう みぢか わだい かつどう
り取りが必 要ならば、身近な話題や活 動につい
はなしあ
て話 合いができる。
つうじょう かいわ つづ りかいりよく
通 常は会話を続けていくだけの理 解 力はないの
みじか しゃごうてき と
だが、短い社 交 的なやり取りをすることはでき
る。

現状・課題

条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施（アジア地域から**年2回60名の受入れ**）（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」等

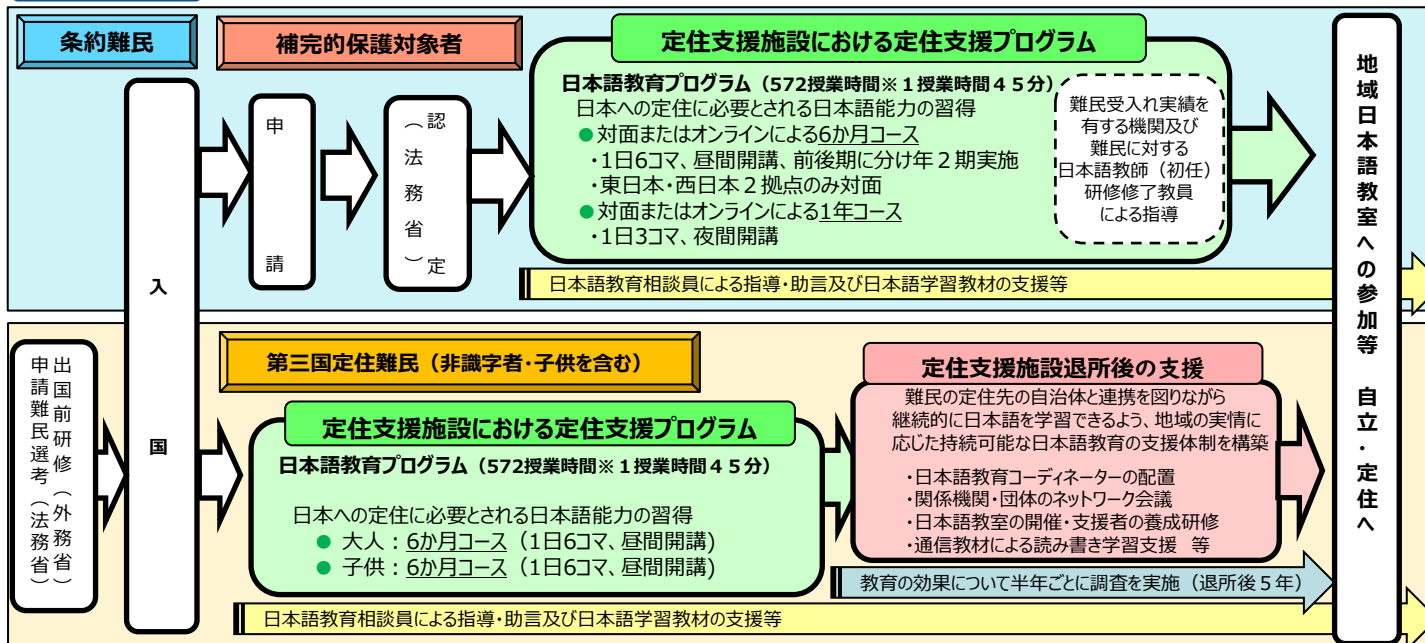
補完的保護対象者（※3）については、令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争等による避難民）を保護するため創設された。条約難民と同等の支援を行う。

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

（※3）**補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容



アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要とされる
B1相当までの日本語能力の習得

短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

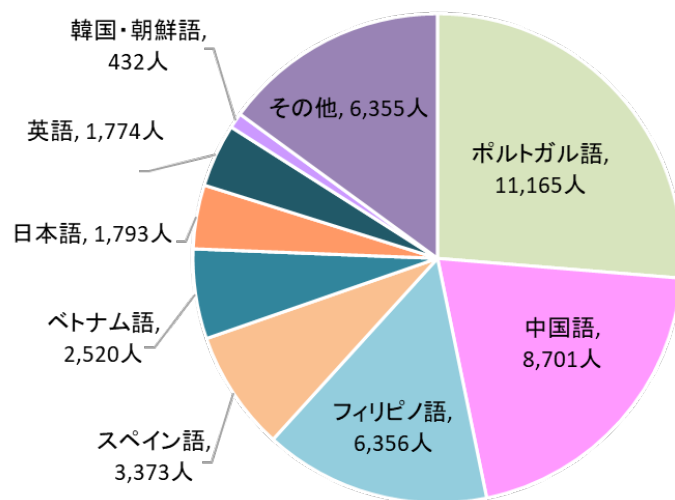
長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.8倍増(令和3年度に5.8万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、不就学の可能性のある外国人の子供の数は、令和4年度調査では、**約8千人**。前回の令和3年度調査(約1万人)から減少しているものの、**いまだ多くの外国人の子供が不就学状況にある可能性があることは引き続き大きな課題**。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

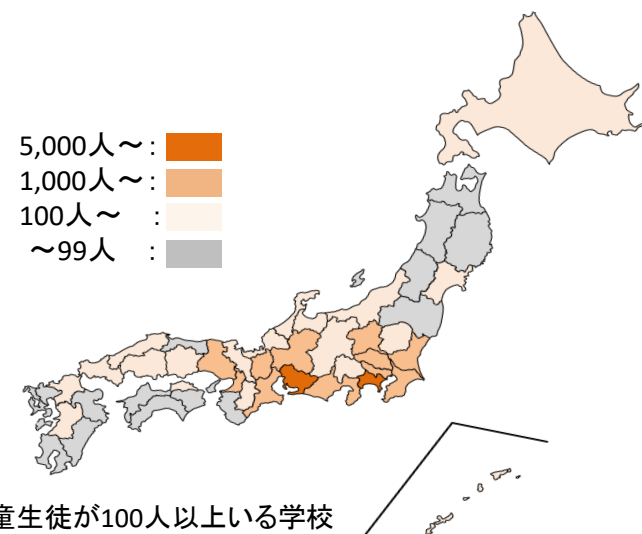
多様化の進展(外国人児童生徒の母語)

公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数(総数: 42,469人)



集住・散在化(学校への在籍状況)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



外国人児童生徒等への教育の充実

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1,150百万円
1,196百万円)



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

体制整備

指導内容構築

入国・就学前

- ・約8千人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で6.7%が中退
- ・大学等進学率は51.8%

進学・就職へ

①就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～) 1億円

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導 等
⇒ (本事業により達成される成果)
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 10億円

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
・高校生に対する包括的な支援 等
⇒ (本事業により達成される成果)
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 11百万円

・「かすたねと」による多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言及び登録日本語教員の活用を含めた日本語指導の支援を行うための支援方策の検討等
・外国人の子供の就学状況等調査 (R元年度～) 等
⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.7百万円

児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究 (R5年度～) 34百万円

・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文 (Can-Do) を作成する
・散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
⇒ (本事業により達成される成果)
児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することで適切な指導が実施される散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される

日本語指導の体制整備

就学促進

(担当：総合教育政策局国際教育課)

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1,104百万円
1,139百万円

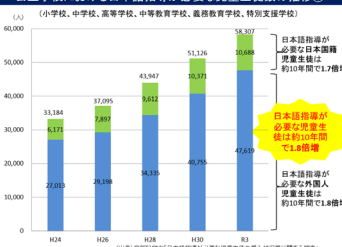


背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人（約10年間で1.8倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、**各地方公共団体が行う取組を支援することが不可欠**

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業（事業期間：H25～）

予算額：10億円
補助対象：都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は
都道府県を通じた間接補助
補助率：1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

II. 外国人の子供の就学促進事業 （事業期間：H27～）

予算額：1億円
補助対象：都道府県・市区町村
補助率：1/3

【実施項目】

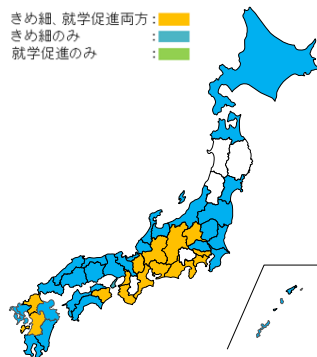
- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

（参考）令和6年度補助実績

【きめ細事業実施】
33 都道府県
19 指定都市
26 中核市
119 市区町村

【就学事業実施】
3 都道府県
6 指定都市
4 中核市
23 市区町村

きめ細、就学促進両方：
きめ細のみ：
就学促進のみ：



<関連する政府方針（抄）>

・海外企業・研究機関の国内誘致が進む地域での高度外国人材の受入れ環境を一層充実させるため、外国人の子弟を受け入れる学校等での教育環境の整備に取り組む。「成長戦略フォローアップ」(R5.6.16閣議決定)

・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R5.6.9関係閣僚会議決定)

・外国人との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、(略)関係省庁の連携により、(略)外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2023」(R5.6.16閣議決定)

アウトプット（活動目標）

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入れ促進に関する事業実施の地域数を増加（I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加（II. 外国人の子供の就学促進事業）

短期アウトカム（成果目標）

- 初期（令和6年頃）
- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム（成果目標）

- 中期（令和8年頃）
- きめ細かな支援事業の取組成果が全に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム（成果目標）

- 長期（令和10年頃）
- 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
- 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
- 全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
- 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

（担当：総合教育政策局国際教育課）

高等学校等における日本語指導の制度化について

- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。**

➡ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。**

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、**特別の教育課程によることができる。**
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ① 生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ② 他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ① 学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ② 年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	-------------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探究 の時間	選択 教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	-------------------	----------------	-------------------------	----------

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1.指導体制の確保・充実	- 日本語指導が必要な児童生徒に対する「<u>特別の教育課程</u>」の制度化（義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～）。 - 義務標準法に基づく<u>日本語指導に必要な教員の基礎定数化</u>（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<u>日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援</u>等を推進 <u>高等学校「特別の教育課程」の制度周知及び資料作成</u>（令和5年度）
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	（独）教職員支援機構における「<u>指導者養成研修</u>」の実施 - 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「<u>モデルプログラム</u>」の開発（令和元年度） <u>外国人児童生徒等教育アドバイザー</u>の教育委員会等への派遣（令和元年度～） 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営 <u>日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画</u>を制作し、文科省HPにおいて公開 <u>日本語能力評価方法の研究</u>（令和4年度）及び<u>改善のための調査研究</u>の実施（令和5年度） <u>児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究</u>（令和5年度） <u>高等学校における日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料</u>の開発（令和3年度～令和4年度）
3.就学状況の把握、就学の促進	「外国人の子供の就学促進事業」により、<u>就学状況・進学状況の調査</u>等を実施する自治体を支援 - 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） - 日本語教育推進法の基本方針に基づき、<u>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針</u>を発出（令和2年7月）。学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進 - 外国人の子供・保護者に対し、<u>日本の学校生活について紹介する動画</u>を制作し、文科省HPにおいて公開 <u>夜間中学</u>の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<u>進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポート</u>に資する取組、<u>放課後や学校内外での居場所づくり</u>に資する取組等を推進 - 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における<u>外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定</u>や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<u>異文化理解・多文化共生の考え方にに基づく教育の在り方</u>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て<u>調査研究</u>を実施（令和2年度～令和4年度） - 日本の幼稚園について7言語で説明している「<u>幼稚園の就園ガイド</u>」及び「<u>外国人幼児等の受入れにおける配慮について</u>」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和5年6月9日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

留学生就職促進プログラム

令和6年度予算額：
(前年度予算額：

95百万円
95百万円)



文部科学省

● 背景・課題

- ✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題としては、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。
 - ・ 一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）
 - ・ 日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解 の必要性
- ✓ 「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標
 - ➡ 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合**50%**を目指す。
- ✓ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月）」、「教育振興基本計画（令和5年6月）」等での設定目標
 - ➡ （2033年までに）外国人留学生の国内就職率を**6割（国内進学者を除く）**に引き上げる。

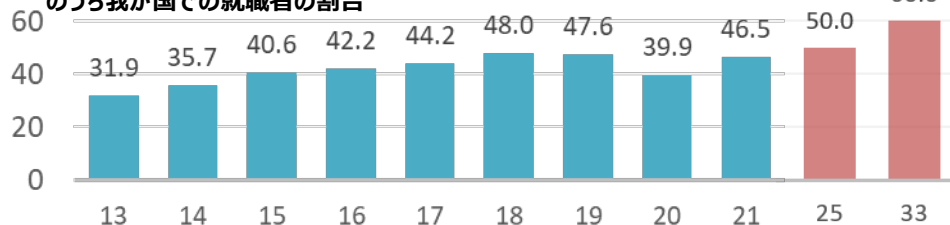
取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、「**キャリア教育（日本企業論等）**」、「**中長期インターンシップ**」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- ー 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- ー インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- ー 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- ー 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

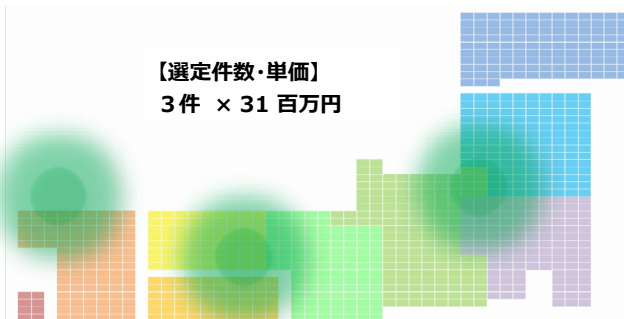
高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合



取組イメージ



【選定件数・単価】
3件 × 31 百万円



出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」

留学生就職促進教育プログラム認定制度

事業概要：

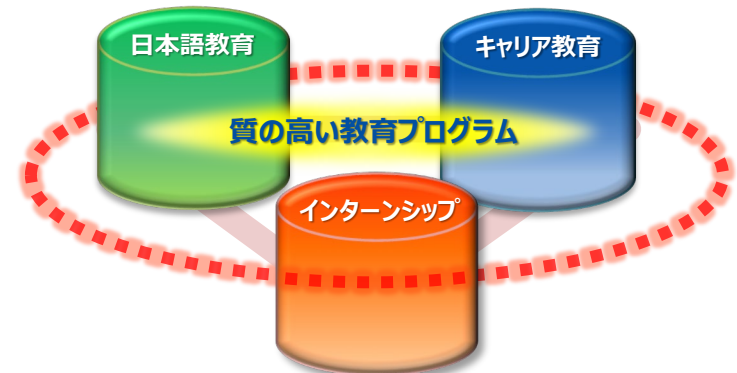
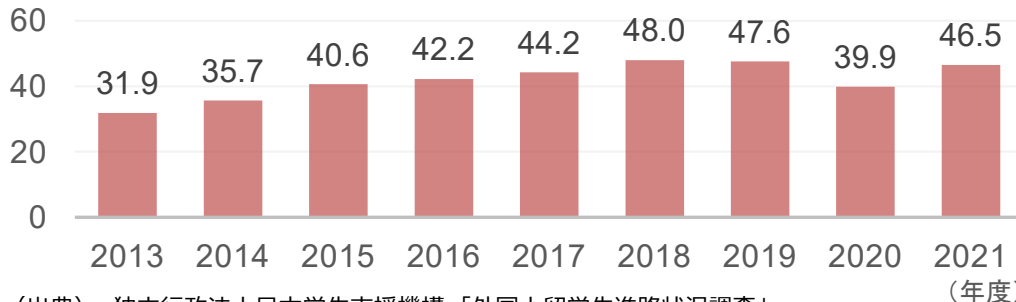
- 外国人留学生に対する「**日本語教育**」、「**キャリア教育**（日本企業論等）」、「**インターンシップ**」を一体として提供する**質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）**を文部科学省が認定。
- 関係省庁との連携により、産業界における本制度の認知度を高め、当プログラムの修了証明書を備えた**外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進**することを目指す。

※ 認定された大学は、**留学生受入れ促進プログラム・高度外国人材育成課程履修支援制度の優先配分**の対象となる。

目標とする 成果

- 留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、**2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定**を目指す。（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日）
- 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%**を目指す。（同上「【別添】工程表」、同旨（「対日直接投資促進戦略」令和3年6月2日）
- （2033年までに）外国人留学生の国内就職率を6割（国内進学者を除く）**に引き上げる。
（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「教育振興基本計画」令和5年6月16日）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」令和5年4月27日）

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合

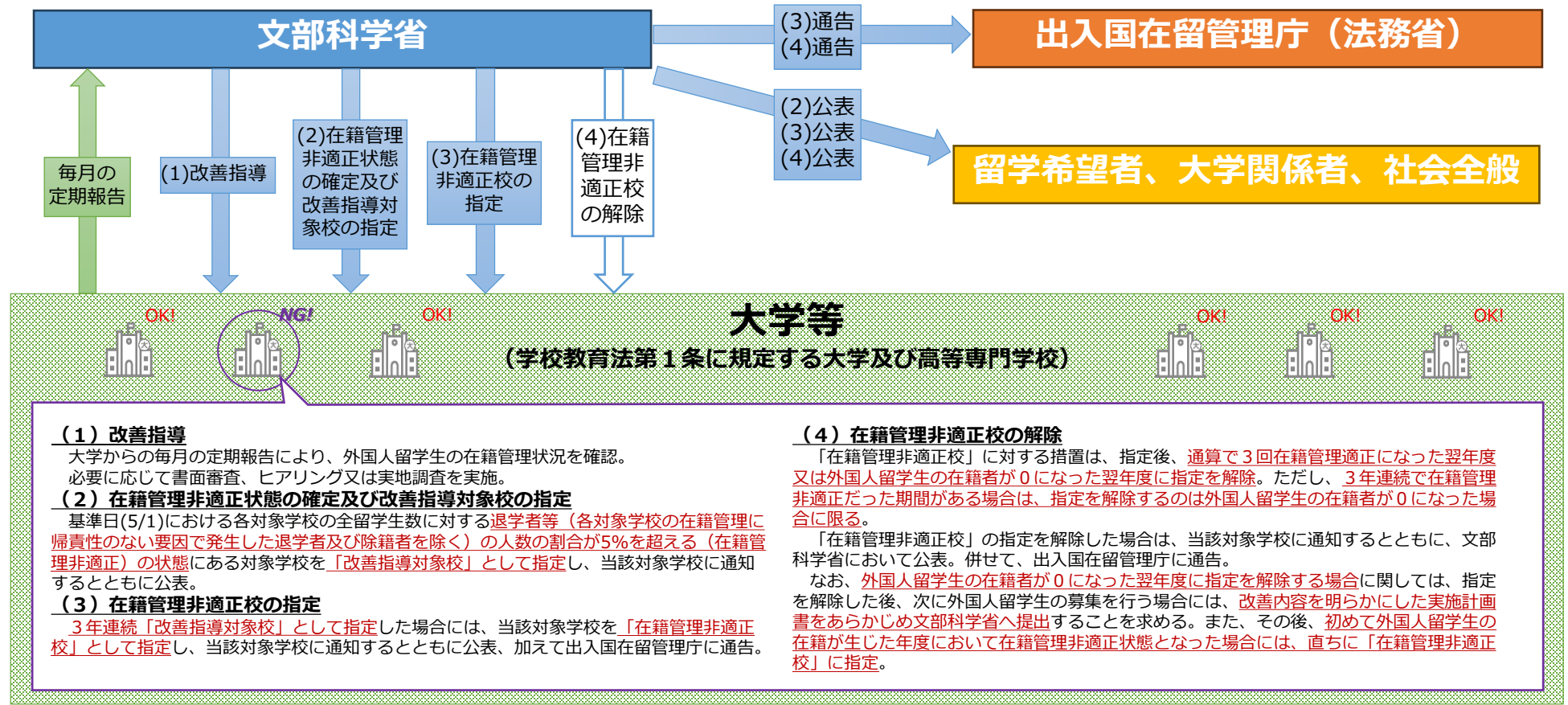


外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等に対する指導指針（令和6年4月26日文部科学大臣決定）

1. 趣旨・概要

「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針（2019年6月11日付け文部科学省・出入国在留管理庁）」及び「教育未来創造会議第二次提言（令和5年4月27日）」を踏まえ、留学生制度全体の信頼・信用を維持し、外国人留学生の受け入れを推進するため、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等に対する指導を実施。

2. スキーム



3. スケジュール

令和6年度～
指導指針の適用開始

令和7年度～
「改善指導対象校」の指定開始

令和9年度～
「在籍管理非適正校」の指定開始

1. 留学生別科の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条において、大学には別科を置くことができる旨規定されている。学則変更の届出により設置が可能。

※ 大学の別科は、留学生を対象とする留学生別科・日本語別科のほか、特に留学生を対象としない別科（助産別科、養護教諭別科等）が置かれることもある。

目的 大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すこと

対象 高等学校を卒業した者（これと同等以上の学力があると認められた者を含む）

令和5年5月1日時点

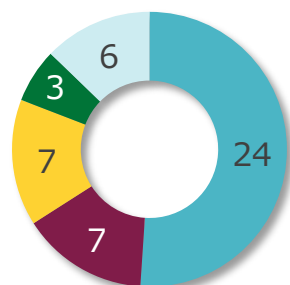
設置状況

	国立	公立	私立	私立短大	計
別科を設置する大学数	9	4	90	20	123
うち募集停止中のものを除く	9	4	75	17	105
うち日本語教育を行うもの	0	0	41	6	47
【参考】別科以外で非正規生を対象に日本語予備教育を行うもの	37	2	12	1	52

2. 留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査より

標記調査（対象期間：令和5年4月21日～5月22日）での回答のうち、別科として予備教育を実施している23大学37課程について集計したもの。

【受入れ時に求めている日本語能力水準】

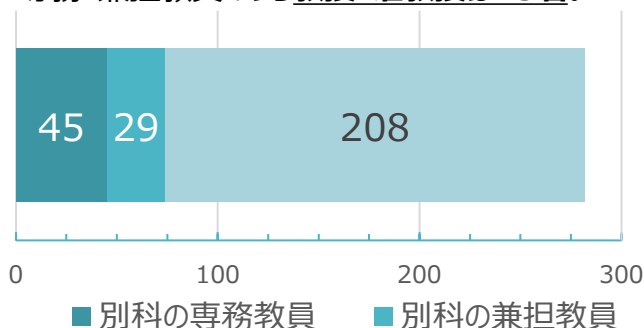


学部向け予備教育と大学院向け予備教育で異なる水準を設定している大学が複数あることから、合計は課程の数と一致しない。

■ N5以上 ■ N4以上 ■ N3以上 ■ N2以上 ■ その他

【日本語教員の教員組織構成】

専務・兼担教員のうち**教授・准教授は43名**。



3. 日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）

大学における留学生の受入れの適正化及び在籍管理の徹底並びに専ら日本語教育を行う留学生別科における教育の質の確保を図るため、「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」を令和4年夏に公表。

（掲載URL）

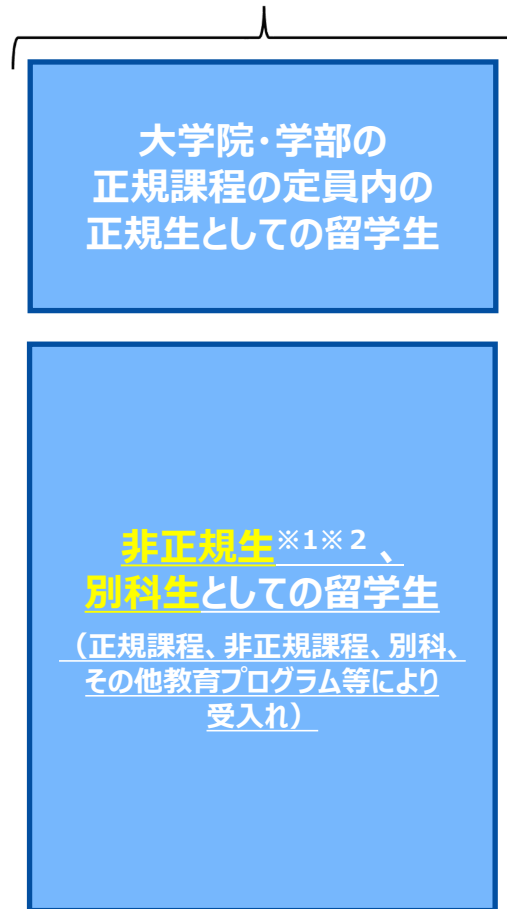
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/20220905-mxt_kouhou02-1.pdf

認定基準の対象範囲（イメージ）

研究生・聴講生・科目等履修生といった非正規の留学生のうち、日本語能力が学部相当で求められる水準未満の留学生の受入れを行っている場合、別科と同様に日本語教育機関認定法の「留学のための課程」の認定が必要となる。

【現行】

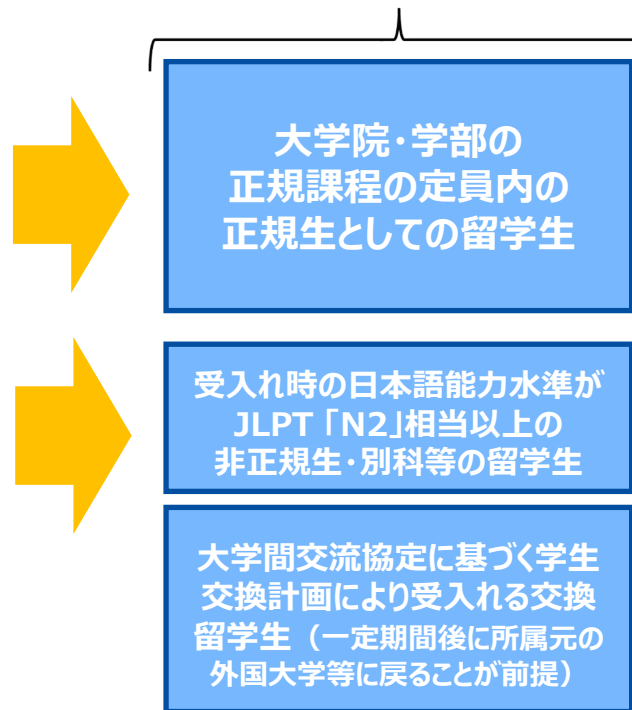
「大学」として留学生の受入れを許可



【日本語教育機関認定法施行に伴う上陸基準省令の改正後】

「大学（認定日本語教育機関を除く）」として留学生の受入れを許可

※ 条件等は従前通りの扱い



「認定日本語教育機関」として
留学生の受入れを許可

留学のための課程の認定を
受けることが、留学生受入れ
の要件となる

受入れ時の日本語能力水準が
JLPT「N2」相当未満の**非正規
生・別科生**である留学生に対して
専ら日本語教育を行なおうとする
課程等（正規・非正規課程、別科、
その他教育プログラム等により受入れ）
（国費留学・交換留学を除く）

※ 1 研究生、聴講生も含む。

※ 2 専ら聴講による教育を受ける研究生、聴講生は、週
10時間以上の聴講が必要。

（注）上記以外に整理されるものについては、
別途その取り扱いについて詳細を検討する。

専修学校の国際化推進事業

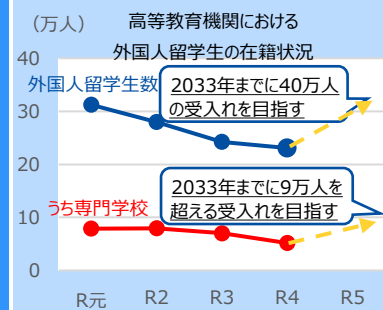
令和6年度予算額
(新 規)

246百万円

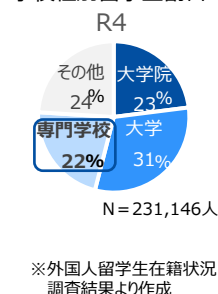


現状・課題

①新たに設定された外国人留学生の受入れ拡大目標

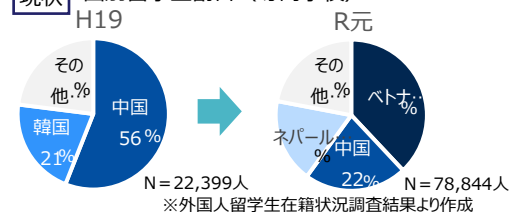


学校種別留学生割合



②戦略的な留学生交流

現状 国別留学生割合 (専門学校)



今後 「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会」とりまとめ (R5.5) で示された分野戦略、地域戦略に基づく戦略的な受入れを促進。

③専修学校卒業生の在留資格切替えの円滑化

○外国人留学生のキャリア形成促進のための認定制度の創設 (R5.6) 経済3団体 (経団連、日商東商、新経連) からの要望も踏まえた対応。

⇒制度の創設により労働者の拡大が見込まれる分野

商業実務 (旅行・観光) × ホテル旅館業

等 これまで様々な要因で滞在資格の円滑な切り替えが認められなかった分野

⇒人材不足が慢性化して海外人材が必要とされる分野

工業 × IT

工業 × 自動車整備

教育・社会福祉 × 介護

等

事業内容

外国人留学生の戦略的受入れ 円滑な就職及び定着

現地日本語教育機関との連携
外国人留学生に対する
企業実習の推進 等



専修学校の国際化

モデルプランの作成、海外の提携校拡大



分野横断連絡調整会議



外国人留学生の受入れ 等状況調査



①外国人留学生の戦略的受入れ、円滑な就職及び定着に向けた体制整備

●専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築する。

(想定される事業内容) ※事業期間は、受入れ1年、在学2年、就職、定着1年の4年間を想定

・現地日本語教育機関との連携 (新規受入れ国等の開拓)

・外国人留学生に対する企業実習の推進 (実習先の開拓、日本語支援等) 等

●件数・単価: 7分野×約2.6百万円

※特定技能等、人材が不足する業種のうち、専門学校で対応できると見込まれる7分野 (介護、宿泊業、自動車整備業、農業、外食業、IT業、小売業等)

②専修学校の国際化に向けた体制整備

●専修学校において、(1)海外校設置のためのモデルプランの作成、(2)海外の提携校拡大 (日本人の留学促進) を行う。

●件数・単価: 2箇所×約1.7百万円

③分野横断連絡調整会議の実施

●各取組の進捗管理及び連絡調整を行い、事業成果を体系的にとりまとめるとともに普及・定着方策を検討、展開する。

●件数・単価: 1箇所×約2.0百万円

④外国人留学生の受入れ等状況調査

●専修学校における外国人留学生の受入れ状況等を調査し、上記取組に反映させる。

●件数・単価: 1箇所×約1.0百万円

(事業期間)

令和6年度

令和9年度

受入れ

学習

就職
定着

アウトプット (活動目標)

- ◆ 留学生の受入れから定着までをトータルパッケージにしたモデルの構築 ⇒ 7分野
- ◆ 専修学校の国際化を促進するための体制整備 ⇒ 2箇所

アウトカム (成果目標)

専修学校における受入れ留学生の確保・増加、受入れ国の多国籍化。専修学校を卒業した留学生の国内における就職率の向上。

専修学校在学 (卒業生) による海外留学の増加。留学先の多国籍化。

インパクト (国民・社会への影響)

外国人留学生40万人の受入れ目標に寄与。外国人留学生の定着により我が国の経済社会の活性化、一層の国際化を推進。

担当: 総合教育政策局生涯学習推進課

法務省関係資料

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和5年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（104施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発・普及【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用【文科省】《11》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施【文科省】《46》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《48》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度の活用【文科省】《50》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《58》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《62》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《64》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《67》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《68》《69》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実に推進【文科省】《72》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《75》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《76》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組の支援事業実施【法務省】《81》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組【法務省】《83》
- 在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上【法務省】《84》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《86》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等に係る検討【法務省】《87》
- 育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備【法務省、厚労省】《92》
- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進【法務省】《103》

4 推進体制

- ◆ 計画期間は令和8年度(2026年度)まで
- ◆ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆ 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

5 令和6年度見直し点等

有識者からの主な指摘事項

- ロードマップ全般について、各K P I 指標がどのように結びつくのかを意識してK P I 指標を設定してほしい。
- 昨年度よりもアウトプット指標が明確になっているが、アウトプット指標が曖昧なものについては年度評価が難しいため、K P I 指標をより具体的に設定できるようにしていただきたい。
- アウトカム指標を設定し、施策を通してどのような変化があったのかということを示す必要がある。
- 政府の調査はK P I 指標として使える調査結果が多くあるので、ロードマップのモニタリングのための重要なツールとして、引き続き数値を取っていただきたい。
- 施策を実行するには、「実態把握」と「政策効果の検証」という観点から、データや統計の整備が必要であるため、是非とも統計等の整備にこれまで以上に力を入れてほしい。
- その他、個別施策に対する指摘事項等

主な見直し

工程表見直し 22件

KPI指標見直し 30件

新規・施策内容の見直し 15件

- 日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できるようにすることなどにより、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していく。
- それに当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくことが重要。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《施策3》
- 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーションの受講支援《施策7》

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《施策5（再掲）》

育成就労外国人の日本語能力の向上

- 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《施策131（再掲）》

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《施策20》
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《施策23》
- 防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等《施策32》

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備《施策35》
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《施策36》
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《施策37》

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進

- やさしい日本語の翻訳ツールの活用等についての検討《施策49》

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《施策52》

- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施《施策58》
- 「**青壮年期**」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別的教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《施策61》

「**青壮年期**」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 専修学校における留学生の戦略的受入れの促進や定着を見据えた就職先企業との連携に関するモデル構築《施策77》
- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《施策89》

②就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策90》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《施策92》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《施策95》

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《施策98》
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《施策108》

「**高齢期**」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《施策109》

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《施策21（再掲）》
- 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組《施策116》
- 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上に係る取組等《施策119》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策127》
- 育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等
- 育成就労制度の創設等に伴う日本語能力を向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備《施策131》
- QDAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成《施策140》

悪質な仲介事業者等の排除

- QDAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《施策152》

海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策13（再掲）》
- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進《施策153》

共生社会の基盤整備に向けた取組

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 外国人との共生に係る啓発月間の推進、各種啓発イベント等の実施《施策154》
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施《施策56（再掲）》

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《施策160》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《施策161》

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進《施策163》
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援事業の実施による情報発信等の充実、強化《施策164》
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能を強化した運用《施策165》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組《施策166》
- オンライン申請の利便性向上に向けたシステムの改修や検討及びマイナポータルの自己情報取得APIによる取得対象の拡大の検討《施策167》

- マイナバーカードの取得環境整備及びマイナバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討《施策168》
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《施策6（再掲）》
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の搭載の在り方の検討及び搭載する情報等の収集《施策169》
- 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理《施策174》
- 職員に対する研修の充実や、電子渡航認証制度（JESTA（仮称））の導入等、必要な出入国管理システムの改修を含む人的・物的体制の整備《施策181》

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施《施策182》
- 先導的な地方公共団体の取組に対するデジタル田園都市国家構想交付金による支援の実施《施策184》
- 日系四世受入れ制度の見直しの実施《施策185》
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進《施策188》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 永住者の在留資格の独立生計要件等の明確化及び取消しに係るガイドラインの策定に向けた取組《施策189》
- 迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施《施策191》
- 外国人のマイナバーカードの普及促進のためのマイナバーカードの申請支援等《施策192》

②留学生の在籍管理の徹底

- 日本語教育機関に対する実地調査、各種基準等適合性の確認等による日本語教育機関の適正化《施策197》

③技能実習制度の更なる適正化

- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《施策100（再掲）》
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策206》

④不法滞在者等への対策強化

- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進《施策215》

「留学」に係る上陸基準省令の改正について

「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（2019年6月11日文部科学省・出入国在留管理庁策定）に基づく措置（日本語教育機関認定法施行に伴う対応含む。）として、上陸基準省令の所要の改正を行うもの。

【背景】平成31年頃、一部の大学（別科等の非正規課程（注1））や専門学校の留学生が多数行方不明となる事案が判明

。文部科学省及び出入国在留管理庁において、平成31年3月から令和元年5月にかけて実地調査を行ったところ、以下の問題点が判明。

問題点1 留学生に対する不十分な在籍管理

問題点2 不適切な入学選考等

（注1）学位課程でないもの全般を言う。

対応1. 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」の策定（令和元年6月）

我が国での就労を目的とする留学生の安易な受入れは、受入機関の教育活動への支障や留学生受入れ制度の信用失墜につながることから、留学生の在籍管理の徹底について政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要。

【対応方針の概要】

- 在籍管理の適正を欠く大学・専門学校等について、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止。
⇒《上陸基準省令において適切な在籍管理を要件として明文化》
- 研究生・聴講生（注2）として専ら日本語教育を受けようとする者については、在留資格「留学」の付与を認めない。（注2）研究生・聴講生は省令で定められた教育機関に入学する必要がある。⇒《上陸基準省令における研究生・聴講生の要件の見直し》
- 大学の非正規課程、専門学校等（日本語教育機関を除く。）が実質的に日本語の予備教育課程として運用されないよう、入学時に高等教育機関において教育を受けるに足る日本語能力（日本語能力試験N2相当）を求めているか確認。
⇒《上陸基準省令における専修学校等に入学するための日本語能力要件の見直し》
- 専ら日本語教育を行う課程（大学の別科等）に留学生が入学する場合、在留資格審査（注3）で当該課程が文部科学大臣による認定を受けていることを許可要件とする。⇒《上陸基準省令における専ら日本語教育を受ける者の要件の整理》

（注3） 現行の入管法令では、留学生が教育を受ける活動を行うことのできる教育機関を定めており、専修学校等（大学を除く。）が留学生を受け入れ専ら日本語教育を行う場合、教育機関が法務省告示で定められる必要がある。

対応2. 日本語教育機関認定法（令和5年法律第41号）の制定（令和6年4月施行）

令和5年6月に、日本語教育の水準の維持向上を図るため、大学の日本語別科・準備教育課程も含めた日本語教育を行う教育機関について、適格性を有するものにつき、文部科学大臣が認定する制度を創設。

1. 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」への対応

※ 各種見直しに当たっては、必要に応じて経過措置を設ける

適切な在籍管理を要件として明文化する見直し

- 留学生を受け入れる教育機関が、受入れに必要な管理体制を整備していることを要件とする。

日本語教育のための研究生・聴講生の受入れを認めない見直し

- 研究生・聴講生として専ら日本語教育を受けようとする者については、上陸基準省令上、留学を認めないものとして取
り扱う。

専修学校等に入学するための日本語能力要件の見直し

- 専修学校又は各種学校（日本語教育を行う場合を除く。）で受け入れる留学生の日本語能力要件のうち、日本語教育機
関での履修歴を「6月以上」から「1年以上」に変更する。

2. 日本語教育機関認定法施行への対応

※ 日本語教育機関認定法の経過措置期間に合わせ、令和6年度より5年間、移行に伴う必要な措置を講じる

認定日本語教育機関を受入れ対象とする見直し

- 外国人が、大学、専修学校、各種学校又は各種学校に準ずる教育機関において日本語教育を受けようとする場合

、当該機関が認定日本語教育機関であることを在留資格「留学」による受入れ要件とする。

(注) ここでの「日本語教育」は、日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育をいう。

専ら日本語教育を受ける者の要件を整理する見直し

- 認定日本語教育機関の対象となる専ら日本語教育を行う大学の別科等、専修学校専門課程及び準備教育課程で受け入れる留学生についても、上陸基準省令上、他の日本語教育機関と同様に取り扱う。

(注) これにより、一部の留学生の配偶者及び子について「家族滞在」の在留資格による入国が認められなくなるなどの影響が生じる。